

重要事項説明書

特別養護老人ホーム庄の里（本館）

社会福祉法人 和福社会

当施設は介護保険の指定を受けています。
(倉敷市指定 第 3370209060 号)

当施設はご契約者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容及び契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護（要支援）」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

〔目 次〕

1. 施設経営法人.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 職員の配置状況.....	2
4. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	4
5. 事業者及びサービス従事者の責務（契約書第 8 条参照）.....	10
6. 緊急時の対応方法について（契約書第 8 条参照）.....	11
7. 事故発生時の対応方法について（契約書第 8 条参照）.....	11
8. 秘密の保持について（契約書第 9 条参照）.....	11
9. 個人情報の保護について（契約書第 9 条参照）.....	12
10. サービスの利用に対しての留意事項（契約書第 9 条参照）.....	13
11. 損害賠償について（契約書第 11 条、第 12 条参照）.....	14
12. 身体拘束について（契約書第 8 条参照）.....	14
13. 非常災害時対策について.....	14
14. 衛生管理等について.....	15
15. 苦情の受付について（契約書第 19 条参照）.....	15
16. 当施設の概要.....	16
17. 支援計画について.....	17
18. 契約終了について.....	17

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 和福社会
(2) 法人所在地 岡山県倉敷市山地 1297 番地
(3) 電話番号 086-461-0033
(4) 代表者氏名 理事長 三好 史了
(5) 設立年月日 平成 19 年 3 月 6 日

2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 指定(介護予防)短期入所生活介護事業所令和 3 年 4 月 1 指定
特別養護老人ホーム 庄の里に併設されています。
倉敷市 3370209060 号
(2) 施設の目的 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の理念に基づき、要介護状態にある高齢者に対し適切な指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。
(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 庄の里（本館）
(4) 施設の所在地 岡山県倉敷市山地 1297 番地
(5) 電話番号 086-461-0033
(6) 代表者氏名 施設長 尾崎 紀之
(7) 当施設の運営方針

当施設はご契約者が要介護状態等になった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご契約者の心身の機能の維持並びにご契約者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- (8) 開設年月日 令和 3 年 4 月 1 日（短期入所生活介護）
令和 3 年 4 月 1 日（介護予防短期入所生活介護）

- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

- (10) 入所定員 10 人

- (11) 通常の事業の実施地域

倉敷市、岡山市（旭川より西部）、総社市（180 号線より南部）、早島町

- (12) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。ご利用できる居室は、原則として 2 人部屋ですが、個室など他の種類の居室ご利用を希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況に

より希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
2 人部屋	5 室	多床室
合 計	5 室	
個室 (1 人部屋)	10 室	従来型個室 (10 名) ※老人福祉施設
2 人部屋	20 室	多床室 (40 名) ※老人福祉施設
食堂兼機能訓練室	1 室	66, 66 m ²
浴 室		介護浴室 (1 ヲ所) ・特殊浴槽 (2 台)
医務室	1 室	
静養室	1 室	
面接室	1 室	
談話コーナー	1 ヲ所	
喫茶コーナー	1 ヲ所	
霊安室	1 室	
送迎車	2 台	

☆居室の変更: ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

3. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	多床室・従来型個室	
	常勤換算	指定基準
(1) 施設長(管理者)	1 名	1 名
(2) 施設長代理	1 名	
(3) 医師	嘱託	必要数
(4) 介護支援専門員	1 名以上	1 名
(5) 生活相談員	1 名以上	1 名
(6) 介護職員	17 名以上	17 名
(7) 機能訓練指導員	1 名	1 名
(8) 看護職員	2 名以上	2 名

(9) 管理栄養士	1 名	1 名
(10) 介助員	1 名以上	
(11) 事務員	1 名以上	

※ 都合により変更させていただく場合があります。

※ 老人福祉施設の職員を含む

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
医師	毎週木曜日 13:00～15:00
介護職員	早出1: 6:30～15:30 早出2: 7:00～16:00 早出3: 7:15～16:15 早出4: 7:30～16:30 早出5: 7:30～18:30 早出6: 8:00～17:00 日勤: 8:30～17:30 遅出1: 9:30～18:30 遅出2: 10:00～19:00 遅出3: 10:30～19:30 遅出4: 11:00～20:00 遅出5: 11:30～20:30 遅出6: 12:00～21:00 遅出7: 12:30～21:30 遅出8: 13:00～22:00 遅出9: 10:00～21:00 遅出10: 12:00～23:00 準夜勤: 14:30～23:30 夜勤1: 16:00～8:30 夜勤2: 16:30～9:00 夜勤3: 21:30～6:30 夜勤4: 21:45～6:45 夜勤5: 23:00～8:00 夜勤6: 23:30～8:30
看護職員	早出2: 7:30～16:30 日勤1: 8:30～17:30
機能訓練指導員	日 勤: 8:30～17:30 : 9:00～17:30

※ 都合により変更させていただく場合があります。

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
- (2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、自己負担分を除いた額が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 居室の提供

② 食 事

- ・ 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体
の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを
原則としています。

（食事時間）朝食：7：30～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

③ 入浴

- ・ 居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを行います。
- ・ 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る
ために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施しま
す。

⑥ 送迎サービス

- ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

⑦ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が健康管理を行います。

⑧ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、また適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第5条参照）

ご契約者の（要支援）要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

＜指定短期入所生活介護＞

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス 利用料金	多床室	6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円
	従来型個室					

- ・ 短期生活機能訓練体制加算 120円/日
- ・ 短期生活サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 60円/日
- ・ 短期生活夜勤職員配置加算 130円/日
- ・ 短期生活看護体制加算（Ⅰ） 40円/日
- ・ 短期生活看護体制加算（Ⅱ） 80円/日
- ・ 短期入所生活介護送迎加算 1840円/回
- ・ 緊急短期入所受入加算 900円/日
- ・ 看取り連携体制加算 640円/日
- ・ 介護職員等处遇改善加算（Ⅰ）ロ 「1月の所定単位×176/1000」

＜指定介護予防短期入所生活介護＞

要介護度		要支援1	要支援2
サービス利用料金	多床室	4,510円	5,610円
	従来型個室		

- ・ 予防短期生活機能訓練体制加算 120円/日
- ・ 予防短期生活サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 60円/日
- ・ 予防短期生活看護体制加算（Ⅰ） 40円/日
- ・ 予防短期生活看護体制加算（Ⅱ） 80円/日
- ・ 予防短期入所生活介護送迎加算 1840円/回
- ・ 緊急短期入所受入加算 900円/日
- ・ 介護職員等处遇改善加算（Ⅰ）ロ 「1月の所定単位×176/1000」

※指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定（介護予防）短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

※上記に記載以外の加算につきましても、算定要件を満たす場合にご契約者及びご家族へご説明の上で算定する場合があります。

※ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。(要支援)要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度」を申請し、上記記載のサービス額を相当な額に変更することができます。

<キャンセル料の請求に関して>

利用予定前日の昼 12 時以降に利用キャンセルとなった場合は原則キャンセル料を請求させていただきます。

※体調不良又は入院の場合はキャンセル料請求対象外となります。

対象料金：施設利用料金の実費部分（食費・居室代）

一日の食費：1,650 円

一日の居室代：915 円

※負担限度額が適用されている方も基準の金額で算定させていただきます。

(2) (1) 以外のサービス（契約書第 4 条、第 5 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 当施設の滞在費及び食費

(日額)

対象者		区分	滞在費 (居住の種類により異なります)		食費
			多床室 (相部屋)	従来型個室	
生活保護受給者		利用者 負担 (段階1)	0	380	300
村民税非課税 世帯全員が市町	・高齢福祉年金受給者 ・生活保護等の受給者 ・預貯金等の資産 単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下				

・合計所得金額と公的年金等の収入額の合計が年間82万6,500円以下の方 ・預貯金等の資産 単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	利用者負担 (段階2)	430	480	600
・合計所得金額と公的年金等の収入額の合計が年間82万6,500円超 120万円以下の方 ・預貯金等の資産 単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	利用者負担 (段階3①)	430	880	1,030
・合計所得金額と公的年金等の収入額が120万円超の人 ・預貯金等の資産 単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	利用者負担 (段階3②)	530	980	1,360
上記以外の方	利用者負担 (基準)	915	1,231	1,650

☆ 朝食 450 円 昼食 600 円 夕食 600 円

☆ 滞在費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ 多床室を利用した場合、居室に係る自己負担額は日額 915 円（従来型多床室）となります。

☆ 個室を利用した場合、居室に係る自己負担額は日額 1,231 円（従来型個室）となります。

②特別な食事等（行事食・おやつ代・ジュース代等を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

行事食：行事ごとにかかる費用（200～600 円）

おやつ代 100 円（日額）

② 理髪・美容料

カット 1,700 円～

パーマ(カット込み)5,100 円～（ロング 500 円増）

ヘアカラー(カット込み) 5,100 円～ (ロング 500 円増)

ヘアカラー3,400 円～ (ロング 500 円増)

顔剃り 500 円

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。

利用料金：材料代等の実費

i) 主なレクリエーション行事予定

お正月（1 月）、節分（2 月）、お花見（4 月）等

ii) クラブ活動

音楽、書道、茶道、華道、工作等（材料代等の実費を頂きます。）

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担していただくことが適当であるものに係る費用をご負担願います。但し、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥電気製品の使用料

個人的に使用されるテレビを施設から貸し出した場合の使用料金をご負担願います。使用料金：100 円（日額）

⑦領収証の再交付

領収証の再発行は致しかねますので、毎月保管頂きますようお願いいたします。また、紛失した際には領収証ではなく支払証明証を発行できますが、発行手数料として、実費にてご負担願います。発行手数料：3,000 円（1 回）

(3)利用料金のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 18 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）但し、月平均 10,000 円以上の利用料金の場合、原則として金融機関口座からの自動引き落としでお支払い下さい。

① 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：中国銀行のみ

（翌月 18 日引落としいたします。但し、日曜日・祝祭日などにかかる場合は、後の

銀行営業日とします)

(※振替手数料は施設にて負担いたします)

② 指定口座への振り込み

中国銀行 中庄支店 普通預金 1240682

口座名： 社会福祉法人 和福社会

特別養護老人ホーム 庄の里

施設長 尾崎 紀之

(※振込手数料をご負担願います)

③ 窓口での現金支払

※金融機関口座からの自動引き落としの場合、通帳へは「フク)ナゴミフクシカイ 2」と印字されます。ご了承下さい。

(4)利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- ①利用予定日の前に、ご契約者の都合により、（介護予防）短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。但し、ご契約者の体調不良等正当な理由がある場合にはこの限りではありません。
- ②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。
- ③ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 事業者及びサービス従事者の責務（契約書第8条参照）

- (1) サービスの提供において、ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2) ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧できるものとし、複写物を交付します。
- (3) ご契約者が快適な施設生活が送られますように、安全な環境づくりには十分努めておりますが、ご契約者の身体状況や障害・病気に伴う様々な要因により、下記①～⑫の危険性が、自宅での生活同様に伴う事を十分にご理解ください。
 - ① 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。

- ② 短期入所生活介護は、生活の場であることから、原則的に拘束を行わないので、転倒・転落による事故の可能性があります。
- ③ 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ④ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦でも表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ⑤ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ⑥ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ⑦ インフルエンザ、ノロウイルスなど感染症の恐れのある場合は、他利用者へ感染する可能性があるため、ご利用は出来ません。
- ⑧ 37.5℃以上の高熱が続く場合は、急変されるリスクが高い為、ご家族の付き添いで病院受診もしくは退所して頂く場合があります。
- ⑨ 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- ⑩ 状態が急に悪化した場合、ご家族に連絡を行い緊急に病院へ搬送を行う事があります。
- ⑪ 施設でも最低限の持ち物の確認と管理はさせていただきますが、生活に無くても困らない物（時計や指輪等のアクセサリ類、インテリア類等）は破損・紛失の恐れもあり、その場合施設では責任を負いかねますので、出来る限りご持参をお控えください。
- ⑫ 義歯、補聴器等の生活に必要な物に関して、ケアの最中に破損、紛失の恐れがあります。

(4) 当施設では厚生労働省の通知(平成 22 年 4 月 1 日医政発 0 4 0 1 第 1 7 号 厚生労働省医政局長通知) 受け、ご契約書に対する以下①～②のケアの一部の行為を配置医、看護職員の指示の下、看護職員と介護職員が協働して実施する方針としております。これからのケアは、短期入所生活介護における他の医療的なケアと比べ、医療関係者との連携・協働の下では相対的に危険性が低いとされており、また、施設内においても介護職員への研修体制の整備、配置医による看護職員・介護職員への指導の実施を行う等、ご契約者の安全確保に向けて最善を尽くしてまいります。

①口腔内(咽頭の手前まで)のたんの吸引

②胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く）

6. 緊急時の対応方法について（契約書第 8 条参照）

ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに、ご契約者のご家族に連絡を行うとと

もに、必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応方法について（契約書第8条参照）

ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご契約者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. 秘密の保持について（契約書第9条参照）

ご契約者及びそのご家族に関する秘密の保持について、事業者は、ご契約者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切に取り扱います。また、事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービス提供をする上で知り得たご契約者及びそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続し、事業者は、従業者に業務上知り得たご契約者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

9. 個人情報の保護について（契約書第8条参照）

個人情報の保護については、法人の運営する各事業が提供するサービスが適正かつ円滑に提供されるために必要な範囲内で情報を収集し、各事業所責任者のもとに保管するとともに、下記の利用目的に沿った利用を行うものとし、契約書第10条3項の規定により、個人情報を利用することに同意して頂きます。同意については、本書面をもって充てます。但し、利用目的の第3項「事例研究及び広報物に伴う利用目的」に同意できない場合は、次の「個人情報の利用停止申請欄」へご記入、又は別途「個人情報の利用停止申請書」へご記入し申請して下さい。その際は利用をいたしません。なお、下記以外の利用目的で情報を利用する場合には、事前にご契約者又はご家族に同意を得た上で実施いたします。

(1) 当施設内での利用目的

- 1) 当施設がご契約者に提供する介護サービス
- 2) 介護保険請求等に係る業務
- 3) 介護サービスの利用に係る当施設の管理運営業務等
 - ◎ 入退所等の管理
 - ◎ 会計・経理
 - ◎ 事故等の報告
 - ◎ 利用者の介護サービスの向上
 - ◎ 施設の管理運営業務に必要な場合
 - ◎ 介護サービスや業務の維持・改善等の資料作成
 - ◎ 当施設が行う実習生・ボランティア等の受入れ

◎ 事故防止のための各居室の表札使用

(2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

1) 当施設がご契約者等に提供する介護サービス

◎ ご契約者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答等

◎ その他の業務委託

◎ ご契約者の診療等にあたり、外部の医師の助言・指示を求める場合

◎ ご家族等への心身の状況説明

2) 介護保険事務

◎ 審査支払い機関へのレセプトの提出

◎ 審査支払い機関又は保険者からの照会の回答

3) 損害賠償等に係る保険会社への相談又は届出等

4) 当施設の管理運営業務に対する内外部監査機関への情報提供等

5) 施設の管理運営業務に必要な場合

(3) 事例研究及び広報物に伴う利用目的

1) 社内外研修や事例研究

2) 当施設が発行する広報誌、ホームページ、庄の里が管理する SNS への氏名・生年月日・写真等の掲載等への利用停止

3) 当施設内での氏名・生年月日・写真等の掲示

個人情報の使用停止申請

申請者

(続柄)

社会福祉法人和福社会庄の里個人情報保護規程に基づき、以下のとおり個人情報の利用停止を申請します。

(注) 該当する項目に○をつけて下さい。

	社内外研修や事例研究に関しての利用停止
	当施設が発行するHP、広報誌、庄の里が管理する SNS による氏名・生年月日・写真等の掲載等の利用停止
	当施設内での氏名・生年月日・写真等の掲示等への利用停止
	その他 ()

10. サービスのご利用に対しての留意事項（契約書第9条参照）

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 施設・設備の使用上の注意

- ①施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動等、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所が決めた喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(3) 面会

面会時間 10：00～17：00

※記載時間以外をご希望の場合はご相談下さい。

※来訪者は、必ずその都度面会簿にご記入下さい。

11. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

12. 身体拘束について（契約書第7条参照）

事業者は、原則としてご契約者に対して身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご契約者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、ご契約者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、ご契約者本人または他人の生命・身体に

対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

- (3) 一時性……ご契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 3. 非常災害時対策について

非常災害時については、防災マニュアル《火災・災害時の対応について》に従い対応いたします。

防災設備については、消火器、消火栓、全館スプリンクラー、火災報知器、非常用放送設備、非常用自家発電設備あります。また、非常ベル等の警報設備を設け、常にこれらの設備を整備しています。

防災訓練については、消防機関との連携を密にして避難救出及び消火に関する訓練を適宜実施しています。

1 4. 衛生管理等について

サービスに供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に連携に努めます。

1 5. 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

受付担当 生活相談員・介護支援専門員

電話番号 086-461-0033

受付時間 8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを特養玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

倉敷市役所 介護保険課	所在地	岡山県倉敷市西中新田 640
	電話番号	086-426-3343
	受付時間	8：30～17：15
岡山市役所 介護保険課	所在地	岡山県岡山市北区鹿田町 1-1-1
	電話番号	086-803-1240
	受付時間	8：30～17：15

総社市役所 長寿介護課	所在地 電話番号 受付時間	岡山県総社市中央 1-1-1 0866-92-8369 8 : 30～17 : 15
早島町役場 健康福祉課	所在地 電話番号 受付時間	岡山県都窪郡早島町大字前潟 360-1 086-482-2483 8 : 30～17 : 15
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	岡山県岡山市北区桑田町 17-5 086-223-8811 8 : 30～17 : 00

(3) 苦情処理を行う為の処理体制・手順

- ① 受付者より、住所、氏名、電話番号、内容の報告を受ける。
- ② 相談又は苦情窓口担当者は、利用者宅へ連絡し、状況を明確にする。
- ③ 場合により、利用者宅へ訪問し、詳細に状況を分析し、明確なものとする。
- ④ 相談又は苦情窓口担当者は、必要であると判断した場合は、関係者を含めた検討委員会を開き、記録する。
- ⑤ 検討委員会を行わない場合には、必ず管理者まで処理結果を報告するとともに、記録を残して、再発防止に心がける。
- ⑥ 検討は早急に対応し、対応結果は翌日までには具体化し、利用者にも納得していただけるよう心がける。
- ⑦ 発生した内容においては全て記録を残し、再発を防ぐ。

16. 当施設の概要

介護老人福祉施設 (事業所番号)	所在地 電話番号	特別養護老人ホーム 庄の里 (本館) (岡山県 3370209060 号) 岡山県倉敷市山地 1297 番地 086-461-0033
短期入所生活介護 (事業所番号)	所在地 電話番号	特別養護老人ホーム 庄の里 (本館) (岡山県 3370209060 号) 岡山県倉敷市山地 1297 番地 086-461-0033
介護老人福祉施設 (事業所番号)	所在地 電話番号	特別養護老人ホーム 庄の里 (新館) (岡山県 3370209078 号) 岡山県倉敷市山地 1297 番地 086-461-0033
短期入所生活介護 (事業所番号)	所在地 電話番号	特別養護老人ホーム 庄の里 (新館) (岡山県 3370209078 号) 岡山県倉敷市山地 1297 番地 086-461-0033

通所介護事業所 (事業所番号)	所在地 電話番号	庄の里 デイサービスセンター (岡山県 3370209086 号) 岡山県倉敷市山地 1297 番地 086-461-0034
訪問介護事業所 (事業所番号)	所在地 電話番号	庄の里 ヘルパーステーション (岡山県 3370209094 号) 岡山県倉敷市山地 1297 番地 086-461-0035
居宅介護支援事業所 (事業所番号)	所在地 電話番号	庄の里 居宅介護支援センター (岡山県 3370209052 号) 岡山県倉敷市山地 1297 番地 086-461-0031
地域包括支援センター (事業所番号)	所在地 電話番号	倉敷市庄北高齢者支援センター (岡山県号 3300200288 号) 岡山県倉敷市山地 1297 番地 086-461-0085
軽費老人ホーム	所在地 電話番号	ケアハウス 庄の里 岡山県倉敷市山地 1297 番地 086-461-0036

17. 支援計画について

契約者が楽しく充実した生活が送れるよう次のとおり各計画書を作成します。各計画について、ご契約者及びご家族に対して説明し、同意を得たうえで決定します。また、変更された場合には、ご契約者またはご家族に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(1) 施設サービス計画（ケアプラン）（契約書第2条参照）

ご契約者がよりその人らしい生活を送るために必要な生活ケアの具体的方法や方針をご契約者やご家族の要望も聴取し計画いたします。

- ① 当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② 施設サービス計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びご家族等の要請に応じて、変更が必要かどうかを確認し、変更が必要な場合には、語加須役者及びご家族等と協議して、施設サービス契約を変更いたします。

(2) 個別機能訓練計画

ご契約者の心身機能を維持または向上して頂くため、機能訓練内容を計画します。

- ① 当施設の機能訓練指導員に個別機能訓練計画の作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② 個別機能訓練計画は、施設サービス計画に基づき、3ヶ月ごとに専門職による再評価で内容を見直しています。

18. 契約終了について

事業者との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に次のような事項に該当するに至った場合には、事業者との契約は終了し、ご契約者に契約を解除していただくことになります。（契約書第14条参照）

- ・ ご契約者が死亡した場合
- ・ 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ・ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ・ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ・ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ・ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ・ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

① ご契約者から契約解除（契約書第15条、第16条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約解除を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

但し、以下の場合には即時に契約を解除することができます。

- ・ 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合・ご契約者が入院された場合
- ・ 契約者の「居宅サービス計画」ケアプランが変更された場合
- ・ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ・ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ・ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ・ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

② 事業者からの契約解除（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ・ ご契約者又はそのご家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ ご契約者によるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ・ ご契約者又はそのご家族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ ご契約者又はそのご家族が、他の利用者又は施設職員に対し以下のよう
なハラスメント行為を行った場合
 - ・ 個人に対する暴言、暴力
 - ・ 個人に対する威迫、脅迫
 - ・ 個人の人格を否定する発言
 - ・ サービスに対する過剰または不合理な要求
 - ・ 合理的理由のない謝罪の要求
 - ・ 施設職員に関する解雇等の法人内処罰の要求
 - ・ 合理的範囲を超える時間的、場所的拘束
 - ・ 合理的理由のない事業所以外の場所への呼び出し
 - ・ プライバシー侵害行為
 - ・ セクシャルハラスメント行為
(不必要な性的な言動・不必要な身体への接触・不必要な性的な行為)
 - ・ 人種差別的な言動又は行為があった場合
 - ・ その他、各種ハラスメント行為

③ 契約の終了に伴う援助（契約書第 18 条参照）

契約が終了する場合には、事業所はご契約者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

令和 年 月 日

(介護予防) 指定短期入所生活介護サービスの提供開始に当たり、本書面に基
づいて重要事項を説明しました。

事業者

住 所 岡山県倉敷市山地 1297 番地
法 人 名 社会福祉法人 和福社会
代 表 者 理 事 長 三 好 史 了

事業所

指定事業所番号 岡山県指定第 3370209060 号
住 所 岡山県倉敷市山地 1297 番地
事 業 所 名 特別養護老人ホーム庄の里 (本館)
代 表 者 名 施 設 長 尾 崎 紀 之
説明者職氏名
電 話 番 号 086-461-0033

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービス利用者及
び家族の個人情報を利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集す
る事及び指定 (介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供開始に同意します。

サービス利用者名

住 所
お 名 前
電 話 番 号 () -

署名代行者

住 所
お 名 前
契約者との関係 ()
電 話 番 号 () -
署名代行した理由 _____

身元引受人 (代表者)

住 所
お 名 前
契約者との関係 ()
電 話 番 号 () -